

働き方 あらためて考えてみませんか

労働条件は法律で規制され、暮らしと健康を守るためにある

◆ ◆ ◆ ◆
マスコミに大きく取り上げられた改ざん。政権のことではありません。群馬県で行われた勤務時間の記録改ざんです。80時間を超えないように記録を直す指示をした管理職がいた事実です。県の校長会議でもとりあげられたようです。そもそも超過勤務時間が違法でありながら、実態把握が改ざんされるようでは二重三重に問題です。

◆ ◆ ◆ ◆
近年の県教委交渉で、「部分休業」取得にあたり休憩時間をまったく考慮しない「申請」が認められていたことを指摘しその改善をもとめました。当然ながら県教委もその問題点を認め改善を約束しました。そこで明らかにしたことは休憩時間をまったく認識しない管理職の課題です。学校で教職員は休憩時間が取れていません。そのために「適切な配慮」を県教委自身が何度も指導をしてきています。しかし、取得が難しいことと休憩時間がないことは同じではありません。その違いをきちんと理解していない管理職がまだいるのが現状です。

◆ ◆ ◆ ◆
休憩時間は労働者の命と健康を守るためのものです。また、その時間に賃金は支払われていま

せん。さらに限定四項目以外の残業を認められていない教職員はさらに無給の労働を強いられることもあります。いわゆる「給特法」の抜本的な改正と、人とお金を学校にむける施策の転換が必要です。残念ながら政府はそうしたことに背をむけ「在校等時間」なる不可思議な用語を突然持ち出し、勤務時間をただ「学校にいる時間」に変えて違法状態を覆いかくし、さらに「変形労働制」で法的根拠を与えてしまおうとしているのです。管理職による改ざんも、不当で不法な労働時間の解釈も、こうした動きのなかで正当化されてしまうおそれがあります。

◆ ◆ ◆ ◆
私たちの労働条件は、管理職が「許可」したり「認可」したりするものではありません。法律で規制され、私たちの暮らしと健康を守るためにあるものです。さらに、私たちの労働条件はそのまま子どもたちの教育条件になっています。高度な専門性と崇高な責務を負う教職員には、それにふさわしい労働条件が必要であり、そのことが学校教育の充実につながっています。

◆ ◆ ◆ ◆
県教委のこの間の指導もあり、

多くの管理職が教職員の労働条件に関する見識を高め、「適切な配慮」とともに広がりを見せてきています。しかし、過酷な長時間過密労働を強いられている現状から、多くの教職員が無権利状態におかれたまま、一部の心ない管理職の無知や無理解がその実態を深刻なものにしています。それが管理職によるパワハラにもつながっているのではないのでしょうか。

◆ ◆ ◆ ◆
「自らの権利に関心を持ってない人は、他人の権利を平気でないがしろにする。」よく取りあげられる言葉です。今、職場にひろがる状況がある意味で象徴していると思います。

しかし、私たち教職員が自分の権利に無関心でいるわけにはいきません。教職員が子どもたちの権利に無関心でいることも、子どもたちの権利を侵すこともできないからです。

◆ ◆ ◆ ◆
今、あらためて私たちの働き方を考えてみませんか。そして、働き方を変えていきませんか。私たち自身のために、そして子どもと学校教育のために。